

計画項目

I 新たな木材利用の取組みの推進

住宅着工の大幅減少等により木材需要が減少している中で、木材産業の最大の緊急課題は木材利用推進である。景気動向・雇用情勢などから、本年の住宅着戸数の大きな伸びは期待し難いと考えられる。木材需要の維持確保をしていくには、あらゆる分野での木材利用を進めていくことが必要である。そのため、住宅部門における木造住宅率の向上や木材使用量の増加のほか、木材利用促進のためのエコポイント制度、公共施設、公共工事、商工業施設などへの木材利用、木質バイオマス利用などの推進、消費者への木材PRなどの推進等に取組む。

1. 住宅への木材利用

住宅建築については、景気動向、雇用情勢などが左右することから、景気対策、税制・エコポイント制度の充実強化等について引き続き国等に働きかけを推進するほか、Ⅲの「住宅建築環境変化への対応」により適切に取組む。

2. 住宅・公共施設等への地域材利用の促進

森林・林業再生プラン（農林水産省 平成21年12月25日作成）では木材自給率の飛躍的向上を目指して地域材利用の促進を図ることにしている。

具体的な施策は農林水産省に設置されている「森林・林業再生プラン推進本部」で銳意検討が進められている。この基本的考え方、具体的な施策の方向に対応して地域材利用促進を図るため取組みを推進する。

（1）住宅への地域材利用

ア 日本の木で住まいづくりを推進する「日本の木のいえ情報ナビ」が開設され、地域材の家づくりに関する建築知識、地域木材情報、金融情報、工務店情報などのサービス提供が進められており、これらへの積極的対応とシステムの有効活用を推進する。

イ また、顔の見える家づくりや「3.9木づかい運動」の推進に木材関係団体、消費者団体、NPO等との連携により積極的に対応する。

ウ 地域材を使った家づくり等の施策が積極的に展開されており、これに必要な部材等の安定的な供給、製品開発等に取組む。また製材品(ムク材)の利用を促進する。

（2）公共施設等への木材利用

木材利用推進中央協議会、森林・林業・木材関係団体等と連携して公共施

設、公共工事における木材利用活動の強化促進に取組む。

- ア 学校、福祉施設等公共施設の木造化と内装の木質化、学童の机、椅子の木製化、公営木造住宅の促進、さらにガードレール、木橋等への公共工事へ木材利用促進などについて国、地方公共団体に働きかける。
- イ 「農林水産省木材利用推進計画」（平成 21 年 12 月 10 日作成）に対応し施設・工事等への地域材利用の推進に万全の支援・供給体制で取組む。

(3) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法制度については、その早期の実現に向けた取組みを行う。また、制度化により着実な成果が上がるよう、公共施設・公共工事への地域材供給体制、部材開発等を推進する。

3. 消費者への木材 P R の推進

地球温暖化防止対策、人々の健康・暮らしに不可欠な「木材利用」 P R を積極的に推進する。

(1) 消費者、需要者への P R

木材 P R ポスター、リーフレットの作成活用やマスコミ等の有効活用により、幅広く消費者、需要者に P R を実施するとともに、「木づかい運動」に参加し積極的にその推進に取組む。

(2) セミナーの開催等

森林整備と連動した木造住宅ツアー、木材、木造住宅の専門家によるセミナーなどを推進する。また、木材利用普及の拠点として木材店等の店頭における「街角木ポイント」を積極的に推進しそのネットワーク化に取組む。

(3) 木材利用に関する教育活動等の推進

中・高校生の木工・工作競技会、木材を使用した「ものづくり」イベント等への支援などを通じ「木育」の推進に積極的に対応する。また「木育インストラクター」の推進に取組む。

4. 低炭素社会実現に貢献する木材利用推進

(1) 合法性等の証明された木材の普及促進

これまでの違法伐採対策の取組みにより、合法木材の供給体制整備の進展が見られたところであるが、引続き林野庁の「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」を活用して合法木材の普及促進を図る。

ア 国・地方公共団体に対する合法木材の率先使用の働きかけや住宅生産者等

の合法木材使用促進など実需拡大に向けた取組みを一層推進する。

- イ 合法性等の証明された木材・木材製品が一般消費者までに供給が可能となる体制づくりとその供給体制の信頼性向上を図る取組みを実施する。
- ウ 一般企業・消費者等需要者に対して合法木材利用の重要性等について普及・啓発活動を実施する。

(2) 低炭素社会に向けた木材利用の新たな取組みの推進

低炭素社会の実現に向けて、排出権取引やカーボンオフセット・クレジット制度などが開始されているが、これらの措置は新たな木材利用の推進、業界の経営資源拡大に資することから、これらに適切に対応する。

- ア 排出量取引について、政府主導で平成 20 年から「排出量取引国内統合市場の試行」「カーボンオフセット・クレジット制度」などが進められており、また、これら取引等を促進する「山村再生支援センター」が平成 21 年度に創設されている。これらを有効活用して木材業界の事業発展につながるよう排出量取引等の推進、木質バイオマスボイラーの整備促進に取組む。
- イ また、木材の環境貢献度が表示でき木材利用の一層の推進に役立つ「カーボン・フットプリント」、「木づかい環境貢献の見える化」などの導入検討に適切に対応する。
- ウ 国は、電力の買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及を進めることとしており、この実現に取組むとともに地域における木質バイオマスの供給体制構築を推進する。
- エ 木材が住宅に使われた場合のカーボンストック減税、森林整備・木材利用の促進のための財源対策などの実現に向けて取組む。
- オ ポスト京都議定書における木材評価の議論に適切に対応する。

(3) バイオマス利用の促進

化石燃料利用の削減に大きく貢献できる木質バイオマスの利用の促進に取組む。

- ア 間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマス利用による発電、熱供給等の利用及び技術開発を推進する。
- イ 木質バイオマス利用加速化事業を活用して、間伐材等の林地残材などの木質資源の低コストかつ安定的な確保及び燃料等への利用を一体的に進めるためのモデルの構築などに取組む。

Ⅱ 木材産業の生産加工体制整備

1. 木材産業の体質強化への取組み

(1) 木材産業業況改善対策

全木連の「金融危機木材産業影響対策本部」を中心として林野庁、関係団体等と連携を強化し業況改善対策、経営体質等の強化を推進する。

ア 経営支援対策の取組み

木材産業の維持・振興に必要な中小企業対策、林業・木材産業に係る補助、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用等の推進と制度充実の取組み強化を図る。

(ア) 林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業関係資金、木材産業等高度化推進資金等金融制度、農林漁業信用保証制度、原料転換に係る利子助成制度等の有効活用と制度充実。また、地方公共団体に対する地域材利用住宅建築に係る地方財政措置についての積極的活用の推進。

(イ) 農商工連携・地域資源活用、事業再生、ものづくり、経営革新等の支援対策やセーフティネット金融・保証制度など中小企業支援対策、雇用対策の有効活用と制度充実の推進。

(ウ) 中小企業対策関連や住宅建築促進に係る優遇税制の有効活用推進と制度充実の推進。

イ 雇用対策

雇用調整助成金や厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」などの有効活用を推進する。

ウ 企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守（コンプライアンス）に係る制度等の動向について適切に対応する。

2. 木材需給の変化に対応した木材産業構造の確立

森林・林業再生プランを踏まえ、住宅建築需要構造や木材輸入環境の変化による木材需要動向に対応した木材生産加工体制、木材産業構造の確立に向けた取組みを推進する。

(1) 中小工場の有機的連携、原料転換による木材産業構造の再構築、中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、

さらに丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換を進め、木材産業構造の再構築と需要者ニーズに対応した製品供給体制の整備を促進する。

(2) 木材の加工流通構造の高度化

高品質で品質性能の明確な製品、住宅の各種工法に応じた構造材、内装材、公共工事用材等に応じた製品供給体制の構築を推進する。

- ア 製材コストの低減（原木調達、生産システム、乾燥・流通）及び高次加工のコストダウンと高付加価値化への取組みの推進
- イ 住宅工法、公共施設、公共工事等に応じた製品供給を推進する。
特に、梁、桁などの部材供給、2×4工法部材の開発促進、公共施設・公共工事への部材供給体制の構築を推進する。
- ウ 農商工連携や地域ブランド施策に対する取組みの推進

(3) 地域材の安定供給・確保体制への取組み

- ア 原木の安定供給・確保のため、施業の集約化、路網と高性能林業機械の整備促進、担い手の確保などについて全素協、全森連等と連携して推進する。
- イ 素材生産事業の規模拡大、生産性向上等のために機械施設整備、運転資金の安定確保に必要な補助、リース、融資等の有効活用促進と制度充実の推進に取り組む。
- ウ 新生産システム推進対策の木材安定供給圏域システムモデル事業の実施等に適切に対応する。

(4) 技術・商品開発の取組み

- ア 技術開発の推進体制
技術開発、特に木材乾燥促進のための産・学・官の連携による取組みの推進。
- イ 新製品の開発と事業化の促進
消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム用製品、木製フェンス等ガーデニング部材などの開発促進、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発、普及促進。
- ウ 効率的な加工技術の開発促進
品質性能が高くかつコストダウンが図れる製材加工システム、乾燥技術の開発促進。
- エ 木造住宅促進のための技術開発
木造住宅の振興のための工法、性能等に関する技術開発や木造住宅の維持管理に関する技術開発の促進。

(5) 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等を通じて、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての取組みを引き続き推進する。

(6) W T O 等への対応

- ア 国をはじめ関係団体等との密接な連携の下にW T Oでの関税撤廃阻止とE P A／F T Aでの国内木材製品への影響力の大きい製品への配慮の働きかけを実施する。
- イ 全米林産物製紙協会等、海外木材関係団体との意見交換を実施する。

III 住宅建築環境変化への対応

1. 建築関係制度等の対応

住宅部門における木材利用促進のため、住宅関連税制・エコポイント制度の充実強化等について引き続き取組む。建築関係諸制度に関しては木材利用促進が図されることを基本として適切に対応するとともに、制度の変化に対応して「安心」、「信頼」の乾燥材・JAS 製品等の供給拡大を促進する。

- ア 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例については当分の間継続することになっているが、検討が進められている建築基準法の見直しも含め、今後の動向を注視しつつ適切な対応に取り組む。
- イ 長期優良住宅については、戸建住宅、中でも木造住宅の認定が多く進められている。法制度において「国産材（国内で生産された木材）その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮」とされている。木材利用の拡大に資するよう、住宅業界団体等との連携、部材の安定供給体制整備、部材開発促進に取組む。さらに、地域木造住宅の活性化のための諸施策等について、地域材利用の促進の観点からその参加・取組みを推進する。
- ウ 長期優良住宅や住宅版エコポイント制度においては、品確法に基づく性能評価が前提となっており、また、消費者重視の住宅生産が重要となってきた中で品質性能が明確な木材供給の要請が高まっていることから、JAS 製材品、乾燥材の生産、供給の促進対策に積極的に取組む。

2. 住空間への木材利用推進

住生活基本法に基づく「住生活基本計画」では「森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進」や「木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する」ことが設定されて

いる。これらを踏まえ施策の目標の実現に向けた対応に取組む。

- ア 国、都道府県の基本計画を実現していくための施策の展開、木造住宅振興対策の充実等について働きかけを強化する。
- イ 「健康維持増進住宅」の研究・検討等に木材の健康増進効果の観点から適切に対応する。

3. 地域住宅産業との連携強化

- ア 中央、地方の木材関係団体と住宅関係団体との連携強化を図り、木造軸組住宅の促進、建築関係諸制度等への対応に取組む。
- イ 木材、住宅関連の事業者、研究者等が参加している「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に主導的に参画し、住空間への木材利用増大に向けた取組みを推進する。
- ウ 地域の製材工場と工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり活動の支援、消費者へのサービス提供等を推進する。
- エ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）や住宅部材環境評価に関するシステムへの対応に取組む。

IV 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

住宅建築等に使用される木材については、これまで以上に品質性能が明確で信頼される製品供給を推進していくことが重要となっている。また、産地等の証明のある木材・国産材使用の関心が次第に高まってきた中で、国、地方公共団体にあっても、こうした証明木材使用を前提とした施策展開が進められてきている。このため、JAS 製材品、乾燥材の生産・供給の促進、産地認証材・合法木材の供給体制整備を推進する。

1. JAS 製材品供給体制の整備推進

- ア JAS 製材品供給体制の充実を図るため、木材事業者、建築関係者に向けて普及啓発活動を推進する。また、一般消費者に対しても、木材利用イベント、マスコミ等を通じ「信頼できる JAS 製品」の普及に取組む。
- イ JAS 製材品普及展示会については、一般社団法人全国木材検査・研究協会の協力を得て全市連、全買連と共同して実施する。
- ウ JAS 製材品供給、工場認定の取組みの促進のため、必要な制度改善、規格見直し等の検討・要請に取組む。
- エ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材 JAS 規格製品の使用の働きかけを推進する。
- オ 都道府県産認証木材制度への JAS 製材規格の活用とそれら制度に基づく

認定工場等へのJAS製材認定工場登録の働きかけを行う。

2. 乾燥材供給体制の整備推進

- ア 行政、研究機関と連携した乾燥材生産・供給の推進、特に中小工場の連携による乾燥材生産体制の推進に取組む。
- イ 乾燥材の生産施設整備について、各種補助・交付金事業、リース事業、融資・保証制度、税制等の有効活用による整備促進に取組む。
- ウ 乾燥技術マニュアル、チラシ等の作成活用、研修会の開催等を推進する。また、新生産システム事業の経営診断事業等を活用して技術指導等に取組む。

3. 認証材の取組み

- ア 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進とそれに基づいた木材供給推進に取組む。
- イ 長期優良住宅、地域材利用の住宅づくりなどに的確に対応するために、品質・規格等を明確にした仕様・基準等の整備を推進する。
- ウ 合法木材の証明チェーンの確立、信頼性向上のための認定事業体の拡大、木材取扱い関係事業体の理解促進に努める。

V 健康・安全対策の推進

1. 木材の健康・安全対策

(1) 挥発性有機化合物（VOC）問題等への対応

- ア ホルムアルデヒド放散等自主表示制度の適正実施を促進する。トルエン、キシレン等の4 VOCの放散量表示制度が開始されているが、これら物質は製材品から全く放散しないことが明確になっており、このことの普及に引き続き取組む。
- イ 建築学会からはアセトアルデヒドの放散基準の問題提起が行われている。この動きに関しては木材利用促進に支障がないよう適時適切な対応に取組む。
- ウ その他の大気汚染防止法に基づくVOC規制、T-VOC規制の動きなどの対応に適切に取組む。特に木材のテルペン類等の健康面への効用に関する対応について適切に取組む。
- エ 自然素材（ムク材）は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし内装材への一層の利用促進の取組みを行う。

(2) 製材木くずの取扱い

製材端材等の木くずを燃料とする場合の「廃棄物の取扱い」については、平成 19 年 7 月の環境省通達により一定の整理が行われたが、引き続きその徹底の取組みを行う。

2. 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、引き続き木材・木製品製造業のゼロ災活動を積極的に取組む。労災保険料率は平成 21 年 4 月から 3/1000 ポイント引下げられた料率が適用されており、その料率の維持・引下げのためにも着実な安全活動を推進する。

VI 全木連活動の活性化等の取組み

1. 全国木材産業振興大会の開催

第 45 回全国木材産業振興大会を開催する。

主 催 ; 全木連・全木協連

開催日 ; 平成 22 年 10 月 14 日（木）（札幌市）

2. 団体活動の活性化等

(1) 全木連組織について

公益法人に関して多くの議論がなされている中で、活動、組織・財務体制のあり方について「組織・財務問題検討委員会」で検討を深め、所要の改善を進める。平成 20 年 12 月に関係法律等が施行された公益法人改革問題への対応については、本年度内に基本的骨格を見出すものとする。

(2) 国の施策等への対応

ア 木材利用、木材産業に係る国の施策等についての提言、意見公募（パブリックコメントなど）について積極的に対応する。

イ 国の施策へ業界意見が反映されるよう提言活動を強化する。

(3) 関係団体との連携強化

（独）農林漁業信用基金、（財）日本住宅・木材技術センター、（財）日本木材総合情報センターなどの木材関係団体、建築関係団体と連携強化を推進する。

(4) 活動の活性化のための広報活動、施策情報等の取組み

ア 全木連 H P 、全木連時報を充実し、木材業界に関連する諸制度、金融税制、

販売、技術情報等を幅広く時機を失すことなく積極的に提供する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

ウ 全木連モニター制度を必要に応じ活用する。

(5) 各種委員会の開催

業界振興、政策提言等のために委員会の開催を実施する。

(6) 木退共事業等の推進

木退共事業、中型グループ保険等の共済事業について積極的に推進する。

(7) その他

事務・業務について効率的実施のため、その改善見直しを行う。